

1. 基本方針

介護保険法改正の施行に向け、漏れのないよう情報を収集し、対応すべきものは迅速に処理して行く。

また、人材不足が法人運営を困難なものにしていることから、人材確保のための取り組みと、事務効率を図って行く。

2. 具体的な内容

(1) 2024年の介護保険法改正に伴う情報収集

スムーズに運営できるよう、国及び県、又は、民間からの情報を受け、該当する情報を各担当に提供して行く。

(2) 業務の効率化

- ・ 日常業務に関連する報告や連絡等の様式を適宜変更。
(報告や連絡が二度手間とならないよう、同じ内容や類似項目は統一し、不必要な内容等は削除するなど、見直しと整理をする。)
- ・ 各種マニュアル間に於いて同様な内容のものは統一して行く。

(3) 書類の点検と見直し

文書取扱規程の文書保存規定に基づき、関係部署に於いて文書の整理と処分の推進を図る。

また、簡易な紙文書はデータ化するなど、保存や誰でもリンク等で活用できるようにする。

(4) 後方支援の役目を担う

当法人の規則や規程等の改正を行う場合、各事業所が理解し活動し易いよう、変更時に従来通り諸会議等に於いて説明するなど後方サポートを行う。

(5) 財源の維持確保

- ① 適切な予算の執行（効率及び効果的に活用できるよう努める。）
 - ・ 業者委託に頼らず施設内で出来るものは施設で行い無駄を省く。
- ② 補助事業の活用
 - ・ 昨年に引き続き、積極的に補助事業を見つけ活用する。

(6) 人材確保

人材確保に繋がる取り組みを提案して行く。

- ・ 施設のPRや職員募集等をHPやSNSの活用。
- ・ パンフレットの作成等

3. その他

必要時に必要な内容を伝達できるよう、適宜の事務所内での勉強会を開催。